

業務委託契約約款

第1条（総則）

委託者（以下「甲」という）と受託者（以下「乙」という）とは、この業務委託契約約款（以下「約款」という）に基づき、別に作成する図面、仕様書その他の図書（以下これらを「設計図書」という）及び甲の定める見積仕様書に従い、おのおの対等の立場に立って誠実に本契約を履行する。

2 本契約の履行にあたり、別に作成する注文書、注文請書、設計図書及び見積仕様書に特別の定めのない事項は、すべて本約款に定めるところによる。

第2条（計画書等）

乙は、甲の要求があったときは、業務に着手する前に設計図書及び見積仕様書に基づいた計画書等を提出しその承認を得るものとする。

第3条（成果物）

見積仕様書に成果物についての定めがある場合、乙は、定められた内容、提出時期及び提出方法等に従い成果物を遅滞なく甲に提出しなければならない。

第4条（法令等遵守の義務）

甲及び乙は、契約を履行するにあたり、業務に関連する法令・労働者の使用に関する法令・暴力団対策に関する法令・廃棄物の処理に関する法令・その他の法令及びこれらに基づく監督官公庁の行政指導（以下「法令等」という）を遵守する。

2 甲は、乙に対し前項に規定する法令等に基づき必要な情報提供を行う。

第5条（秘密情報の保持）

乙は、元発注者及び甲の企業秘密並びに本契約の履行によって知り得た情報、知識、工法、技術、又は営業上の秘密の一切（以下これらの情報を「秘密情報」という）を、本契約の継続中、終了後を問わず他に漏らしてはならない。

2 乙は、甲が開示した秘密情報（口頭、書面又は電子情報等、記録形態を問わない。）を善良な管理者の注意をもって秘密として保持し、甲の事前の書面による承諾を得ることなく、目的の範囲外に利用し、又は第三者に開示、漏洩してはならない。

3 乙は、業務の見積検討及び業務を履行するうえで知る必要のある乙の役員若しくは従業員以外の役職員に秘密情報を開示してはならない。

4 乙は、甲から開示された秘密情報を目的の範囲内において複製することができるものとし、複製した情報についても本条に従い取り扱わなければならない。

5 業務が完了した場合、又は甲から要求された場合は、秘密情報が記載された書面、記録媒体及びその複製物を甲に返還するか、甲の指示に従い完全に廃棄するものとする。

第6条（コンピュータ及び電磁的記録に関する措置の取り扱い）

乙は、前条に定める義務を遵守することに加え、業務に関連する情報を取り扱う電子計算機（同種電子機器、外部記憶装置及びその他周辺機器を含む。以下、「対象コンピュータ」という）及び電磁的記録については、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 対象コンピュータ等は乙の管理下にあるコンピュータを使用し、個人的に所有するものを使用してはならない。
- 二 対象コンピュータ等にはウィルス対策ソフトを導入し、当該ソフトは随時最新版の状態に保つこと。
- 三 対象コンピュータにはファイル交換ソフトを導入しないこと。
- 四 乙は、秘密情報については記憶領域の暗号化又はパスワード設定等の適切な情報漏洩対策を講じること。
- 五 前各号の他、乙は情報セキュリティに関し、甲が運用基準を別途定めた場合はこれに従うものとする。

第7条（個人情報の保護）

乙は本契約の履行によって知り得た個人情報（以下「個人情報」と言う）について、法令等に従い善良な管理者の注意をもって管理し、甲の書面による事前の承諾を得ることなく、目的以外のために利用し、又は第三者に開示、漏洩してはならない。

2 乙は、業務が完了した場合、又は甲から要求された場合は、個人情報が記載された書面、記録媒体及びその複製物を甲に返還するか、甲の指示に従い完全に廃棄するものとする。

3 乙は、甲に提供した乙の個人情報について、甲が必然的に公表すべき範囲内に限り利用するものであることをあらかじめ承諾する。なお、乙は、当該個人情報の本人の同意をあらかじめ得ておかなければならない。

第8条（特許権等）

乙は、第三者の特許権、その他の権利の対象となっている実施方法、材料、機械器具などを本契約の履行上使用するときは、その使用に関する一切の責を負う。ただし、甲の指図によって使用するものについてはこの限りでない。

2 乙は、本契約の履行に際して知り得た実施方法など、又は甲と共同で開発した実施方法などについて、甲の書面による同意を得ずに使用し、又は特許権等の工業所有権を申請し、あるいは第三者をして申請させてはならない。

第9条（安全、衛生の確保など）

乙は、労働法規その他関係法令に基づき本契約に従事する乙の従業員（以下「業務従事者」という）に対する雇用主としての一切の義務を負うものとし、業務従事者に対する業務遂行に関する指示、労務管理、安全衛生管理などに関する一切の指揮命令を行うものと

する。

第10条（事業内容の報告）

甲又は乙は、必要があるときは、相手方に事業経営の内容などについて報告を求めることができる。

第11条（意見の聴取）

甲は、関連工事の工程の細部、作業方法などを定めるにあたって、あらかじめ乙の意見を聴取することができる。

第12条（契約保証）

甲が本契約の保証として金銭的保証を要求した場合、乙は、本契約の締結と同時に、契約保証金を納付しなければならない。

2 乙が、本契約の締結と同時に、次のいずれかに掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金の納付に代わる担保の提供とみなす。

- 一 本契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する、甲が確実と認める金融機関の保証
- 二 本契約に基づく債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結を証する書面

3 前2項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第5項において「保証の額」という。）は、業務委託料の100分の10以上としなければならない。

4 乙は、第3項に規定する履行保証保険契約を締結した場合においては、当該契約の締結後、直ちにその保険証券を甲に寄託しなければならない。

5 業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料の100分の10に達するまで、甲は、保証の額の増額を請求することができ、乙は、保証の額の減額を請求することができる。

第13条（書面主義）

この約款の各条項に基づく協議、承諾、通知、情報提供、請求などは、原則として書面により行う。

第14条（権利義務の譲渡）

甲又は乙は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させない。ただし、相手方の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

2 甲又は乙は、業務委託成果物、現場に搬入した材料（工場製品を含む、以下同じ）又は機械器具を第三者に譲渡、貸与、又は抵当権その他の担保の目的に供しない。ただし、相手方に書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

第15条（再委託）

乙は、本契約の履行にあたり、第三者に再委託する場合は、乙の責任において当該再受託者（数次の再委託がなされたときは、数次の再受託者全てを含む。以下、これらをまとめて「再受託者」という）に本契約の主旨に沿って契約内容の誠実な履行を遵守させる。

2 甲が、再受託者に本契約又は法令等の規程に違反の事実があることを認め、これを是正させるよう求めたときは、乙は直ちに再受託者にこれを是正させなければならない。

3 再受託者が業務中に第三者に損害を与えた場合、又は第三者との間に紛争となった場合は、乙は責任をもってこれを解決するものとし、それに要した費用は原則として乙及び再受託者の負担とする。

4 乙は、約款第5条（秘密情報の保持）に記載の秘密情報を再受託者に開示する場合は、その再受託者に乙と同等の守秘義務を課したうえで開示できるものとする。

5 乙は、約款第7条（個人情報の保護）に記載の甲から提供された個人情報を再受託者に開示する場合は、その再受託者に対し、乙と同等の義務を課したうえで開示できるものとする。乙は、再受託者から個人情報の提供を受ける場合は、当該個人情報の本人の同意をあらかじめ得ておくことを再受託者に義務付ける。

6 乙は、約款第17条（関係事項の通知）の各号に掲げる事項を遅滞なく書面をもって甲に通知する。

第16条（一括再委託の禁止）

乙は、一括して業務の全部又は大部分を第三者に再委託してはならない。ただし、法令において一括再委託が禁止されていない業務で、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

2 乙は、第1項ただし書きにより甲の承諾を得た再受託者を変更しようとする場合は、改めて、甲の書面による承諾を得なければならない。

第17条（関係事項の通知）

乙は、次の各号に掲げる事項を契約締結後遅滞なく書面をもって甲に通知する。

- 一 設計、測量、建設コンサルタント、許可業種及び番号
- 二 管理技術者、照査技術者等を配置するときは、その氏名
- 三 その他実施上法律でおくことを義務づけられた有資格者などの氏名
- 四 甲の指定書式による「協力業者安全関係提出書類」一式
- 五 その他、甲が業務の適正な実施を確保するために必要とする事項

2 乙は、前項各号に掲げる事項について変更があったときは、遅滞なく書面をもってその旨甲に通知する。

第18条（監督員）

甲は、監督員を定めたときは、その氏名は書面をもって乙に通知する。

2 監督員は、約款に定めるもの及び約款に基づく甲の権限のうち、甲が監督員に委任し

たもののほか、設計図書で定める次の権限を有する。

- 一 契約の履行についての乙又は乙の管理技術者等に対する情報提供、承諾又は協議
- 二 設計図書に基づく業務の実施のための詳細図等の作成及び交付又は乙が作成したこれらの図書の承諾
- 三 設計図書に基づく工程の管理、立会、業務の実施の状況の検査又は材料の試験若しくは検査

3 甲は、約款に基づく甲の権限の一部を監督員に委任したときは、その委任した権限の内容を、二名以上の監督員に権限を分担させたときは、それぞれの監督員の有する権限の内容を、書面をもって乙に通知する。

4 甲が第1項の監督員を定めないときは、約款に定められた監督員の権限は、甲が行使する。

第19条（業務関係者に関する措置請求）

甲は、管理技術者、照査技術者、その他再受託者の中に契約の履行上、著しく不相当と認められる者があるときは、乙に対して、その理由を明示した書面をもって、必要な措置をとるよう求めることができる。

2 乙は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、甲に対して、その理由を明示した書面をもって必要な措置をとるよう求めることができる。

3 甲又は乙は、前二項の規定による請求があったときは、その請求に係る事項について決定し、その結果を相手方に通知する。

第20条（業務実施用材料の品質及び検査）

契約の履行に伴い使用する材料（以下「材料」という）につき設計図書にその品質が明示されていないものは、使用前に甲の承諾を受ける。

2 乙は、材料については、使用前に甲の検査又は試験に合格したものを使用する。

3 前項の検査又は試験に必要な費用は、別に定める場合を除き、乙の負担とする。

4 甲は、乙から第2項の検査を求められたときは、遅滞なくこれに応ずる。

5 乙は、現場内に搬入した材料を甲の承諾を受けないで現場外に搬出しない。

6 乙は、前項の規定にかかわらず、検査の結果不合格と決定された材料については遅滞なく現場外に搬出する。

7 第2項から第6項の規定は、機械器具についても準用する。

第21条（甲の立会及び業務記録の整備）

乙は、調査を要する材料については、甲の立会を受けて調査し、又は見本検査に合格したものを使用する。

2 乙は、水中の業務又はその他実施後外面から明視することのできない業務については、甲の立会を受けて実施する。

3 甲は乙から前二項の立会又は見本検査を求められたときは、遅滞なくこれに応ずる。

4 乙は、設計図書において見本又は写真等の記録を整備すべきものと指定された材料の調合又は業務の実施をするときは、設計図書で定めるところによりその記録を整備し、甲の要求があったときは遅滞なくこれを提出する。

第22条（支給材料及び貸与品）

甲から乙への支給材料又は貸与品（以下、「支給材等」という）の品名、数量、品質、規格、性能、引渡し場所、引渡し時期、返還場所、返還時期は、設計図書又は見積仕様に定めるところによる。

2 工程の変更により引渡し時期及び返還時期を変更する必要があると認められるときは、甲乙協議してこれを変更する。この場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は業務委託料を変更する。

3 甲は、支給材料等を、乙の立会のうえ検査して引渡す。この場合において、乙は、その品質、規格又は性能が設計図書又は見積仕様書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、遅滞なく書面をもってその旨甲に通知する。

4 甲は、前項後段の規定による通知を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計図書又は見積仕様書で定める品質、規格若しくは性能を有する他の支給材等を引渡し、又は支給材料等の品質、規格等の変更を行うことができる。この場合において、必要があると認めるときは、甲乙協議して、履行期間又は業務委託料を変更する。

5 乙は、支給材料等を善良な管理者の注意をもって、使用及び保管し、乙の故意又は過失によって支給材料等が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、甲の指定した期間内に原状に復し、又は代品を納め、又はその損害を賠償する。

6 乙は、支給材料等の引渡しを受けた後に第3項の検査により発見することが困難であった隠れた瑕疵があり、使用に適当でないと認められるときは、遅滞なくその旨甲に通知する。この場合において第4項の規定を準用する。

第23条（設計図書不適合の場合の変更義務）

乙は、業務の実施が設計図書に適合しない場合において、甲がその変更、修正を請求したときはこれに従い、その費用は乙の負担とする。ただし、甲の責に帰すべき理由によるときは、変更、修正に要する費用は甲の負担とし、必要があると認められるときは、甲乙協議して履行期間を変更する。

2 甲は、乙が前項の変更、修正を行わないとき、又はこれを行わないことが明らかであるときは、乙の費用負担において、自ら行うか又は第三者にこれを行わせることができる。

第24条（条件変更等）

乙は、業務の実施にあたり、次の各号の一に該当する事実を発見したときは、直ちに書面をもってその旨甲に通知し、確認を求める。

- 一 設計図書と現場の状態とが一致しない場合
- 二 設計図書の表示が明確でない場合（図面と仕様書が交互符合しないこと及び設計

図書に誤謬又は脱漏がある場合を含む)

三 現場の地質、湧水等の状態、実施上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な実施条件が実際と相違する場合

四 設計図書で明示されていない実施条件について予期することのできない特別の状態が生じた場合

2 甲は、前項の確認を求められたとき、又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、直ちに調査を行い、乙に対してとるべき措置を情報提供する。

3 甲は、第1項各号に掲げる事実が甲乙間において確認された場合において、必要があると認められるときは、業務内容、履行期間若しくは業務委託料を変更する。この場合において、履行期間又は業務委託料の変更については、甲乙協議して定める。ただし、乙が第1項の通知を怠ったときは、この限りでない。

第25条（履行期間の変更、中止等）

甲は、業務内容の変更、又は業務の全部若しくは一部の実施を一時中止させる必要があると認めるときは、書面をもって乙に通知し、業務内容の変更、又は業務の全部若しくは一部の実施を一時中止させることができる。この場合において、必要があると認められるときは、甲乙協議して履行期間、又は業務委託料を変更する。

第26条（乙の請求による履行期間の延長）

乙は、天候の不良など乙の責に帰することができない理由、又はその他の正当な理由により履行期間内に業務を完了することができないときは、遅滞なくその理由を明らかにした書面をもって甲に履行期間の延長を求めることができる。この場合における延長日数は、甲乙協議して定める。

2 前項の規定により履行期間を延長する場合において、必要があると認められるときは、甲乙協議して業務委託料を変更する。

第27条（甲の請求による履行期間の短縮等）

甲は、特別な理由により履行期間を短縮、又は延長する必要があるときは、書面をもって乙に通知し、履行期間の変更を求めることができる。この場合における変更日数は、甲乙協議して定める。

2 前項の場合において、必要があると認められるときは、甲乙協議して業務委託料を変更する。

第28条（賃金又は物価の変動に基づく業務委託料の変更）

履行期間内に賃金又は物価の変動により業務委託料が不相当となり、これを変更する必要があると認められるときは、甲乙協議して業務委託料を変更する。

2 甲と元発注者との請負契約の中の当該業務部分について、賃金又は物価の変動を理由にして業務委託料が変更されたときは、甲又は乙は、相手方に対し、前項の協議を求める

ことができる。

第29条（臨機の措置）

乙は、災害防止などのため必要があると認められるときは、甲に協力して臨機の措置をとる。

2 乙が前項の規定により臨機の措置をとった場合において、その措置に要した費用のうち、乙の業務委託料の範囲外と認められる部分については、甲がこれを負担することとし、この場合における甲の負担額は、甲乙協議して定める。

第30条（一般的損害）

業務委託成果物の引渡し前に業務委託成果物、又は材料について生じた損害、その他履行に関して生じた損害（この契約において別に定める損害を除く）は、乙の負担とする。ただし、その損害のうち、甲の責に帰すべき理由により生じたものについては、甲がこれを負担する。

第31条（第三者に及ぼした損害）

乙は業務の実施に関して第三者（業務関連の他の受託者等を含む、以下本条において同じ）に損害を及ぼしたときは、乙がその損害を負担する。ただし、その損害のうち、甲の責に帰すべき理由により生じたもの及び実施に伴い通常避けることができない事象により生じたものについてはこの限りでない。

2 前項の場合、その他実施について第三者との間に紛争を生じた場合においては、甲乙協力してその処理解決にあたる。

第32条（天災その他不可抗力による損害）

天災その他不可抗力によって、業務の出来形部分、現場の仮設物、現場搬入済の材料又は機械器具に損害を生じたときは、乙は事実発生後速やかにその状況を甲に通知する。

2 前項の損害は、甲が確認したものに限り、甲がこれを負担する。ただし、乙が善良な管理者の注意を怠ったことに基づく損害を除く。

3 損害額は、次の各号に定めるところにより、甲乙協議して定める。

一 業務の出来形部分に関する損害

損害を受けた出来形部分に相応する業務委託料とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

二 材料に関する損害

損害を受けた材料に相応する業務委託料とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

三 機械器具に関する損害

損害を受けた機械器具について、この業務で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における出来形部分に相応する償却費の額を差し引いた額

とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

4 第2項の規定により、甲が損害を負担する場合において、保険その他をてん補するものがあるときは、その額を損害額から控除する。

5 天災その他不可抗力によって生じた損害の片付けに要する費用は、甲がこれを負担する。この場合における甲の費用は、甲乙協議して定める。

第33条（完了検査及び引渡し）

乙は、業務を完了したときは、書面をもってその旨甲に通知するものとし、甲は、乙の立会のもと遅滞なく完了確認の検査を行う。

2 甲は、前項の検査によって業務の完了を確認した後、乙が引渡しを申し出たときは、直ちに業務委託成果物の引渡しを受ける。

3 甲は、乙が前項の申出を行わないときは、業務委託料の支払の完了と同時に業務委託成果物の引渡しを求めることができる。この場合において、乙は直ちにその引渡しをする。

4 第1項の検査に合格しないときは、乙は遅滞なくこれを修補して再度甲の検査を受け。この場合においては、修補の完了を業務の完了とみなして前三項の規定を適用する。

5 乙が第2項の引渡しを申し出たにもかかわらず正当な理由なく甲が受けないときは、乙は、引渡しまでに要する費用を甲に請求することができる。

第34条（完了前使用）

甲は、業務の完了前においても乙の業務委託成果物の全部、又は一部を使用することができる。ただし、乙は必要があるときは甲の同意を得て、その使用中止を求めることができる。

2 前項の場合において、甲は善良な管理者の注意をもってこれを使用するものとし、その使用によって乙に損害を及ぼしたときはこれを補償する。

第35条（部分引渡し）

甲は、業務委託成果物の一部について設計図書の定めにより又は甲乙双方の合意により引渡しを受ける場合は、第33条に準じて検査を行い、その引渡しを受けることができる。この場合、その部分の業務委託料相当額の支払については第39条（完了時の支払）の規定を準用する。

第36条（業務委託料の支払方法及び時期）

業務委託料の支払方法及び時期は注文書、注文請書に定めるところによる。

2 甲又は乙は、やむを得ない場合には、注文書、注文請書の定めにかかわらず、相手方の同意を得て業務委託料の支払の時期又は支払方法を変更することができる。

3 前項の場合において、甲又は乙は、相手方が被った損害がある場合は、その負担について協議して定める。

第37条（前払金）

乙は、注文書、注文請書に定めるところにより、甲に対して前払金を請求することができる。この場合、甲は、乙に対して相当の担保の提供を求めることができる。

2 乙は、受領した前払金を当該業務の実施に直接必要な費用以外には使用してはならない。

第38条（部分払）

乙は出来形部分並びに現場に搬入した材料に相応する業務委託料相当額について、注文書、注文請書に定めるところにより部分払を請求することができる。

2 乙は部分払いを請求しようとするときは、甲に対してあらかじめ、その請求に係る業務の出来形部分、現場に搬入した材料の確認を求めることとし、甲は、その確認を行い、その結果を乙に通知する。

3 甲は、第1項の規定に基づき乙より請求を受けたときは、注文書、注文請書に定めるところにより部分払を行う。

4 乙が前払金の支払を受けている場合においては、第1項の請求額は原則として次の式によって算出する。

$$\text{請求額} = \text{第1項による金額} \times \frac{\text{業務委託料} - \text{受領済前払金額}}{\text{業務委託料}}$$

5 第3項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項又は前項による請求額はすでに部分払の対象となった額を控除した額とする。

第39条（完了時の支払）

乙は、業務が第33条（完了検査及び引渡し）の検査に合格したときは、業務委託料全額の支払を請求することができる。ただし、引渡しを要する業務にあつては引渡しの時とする。

2 甲は、前項の定めによる請求を受けたときは、注文書、注文請書に定めるところにより業務委託料の支払を完了する。

第40条（賃金などの立替払）

乙が賃金、再受託代金、材料代金などの支払を遅滞し、催告されてもなお支払わないときは、甲は、乙の従業員、再受託者、材料納入業者などからの書面による申出により、これを立替払いすることができる。ただし、原則として事前に乙から事情を聴取する。

2 乙の再受託者が、賃金、再受託代金、材料代金などの支払を遅滞したときは、乙は再受託者に代わって直ちにこれを支払う等適切な措置を講ずる。乙が適切な措置を講じないときは、甲は、乙に代わってこれを立替払いすることができる。

3 甲は、前二項の規定によって、立替払いをしたときは、乙に対する立替金として処理し、第50条により甲の乙に対する支払代金と相殺することができる。

第41条（乙の中止権）

次の各号の一にあたる時は、乙は業務を中止することができる。

- 一 甲が、前払金、部分払を遅滞し、乙が相当の期間を定めて催告してもなお支払わないとき。
- 二 天災その他不可抗力により、業務委託成果物に損害を生じ、あるいは業務実施現場の状態が変動したため実施できないと認められるとき。

2 甲は、前項の場合において、乙が業務の続行に備え、現場の維持又は作業員、機械器具等を保持するために支出した費用、及びその他実施の中止に伴う損害を被った場合はこれを補償するものとし、補償額は、甲乙協議して定める。

第42条（瑕疵担保）

業務委託成果物に瑕疵があるときは、甲は、乙に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

2 前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償を請求することができる期間は、甲が業務委託成果物を発注者に引渡した日から民法の定める期間とする。

3 業務委託成果物が瑕疵により滅失又はき損したときは、甲は第2項に定める期間内で、かつ、その滅失又はき損を知った日から1年以内に限り第1項の権利を行使することができる。

4 第1項の規定は、業務委託成果物の瑕疵が支給材料の性質又は甲の情報提供等により生じたものであるときは、これを適用しない。ただし、乙が支給材料の性質又は甲の情報提供等が不適当であることを知りながら、甲に申し出なかったときはこの限りでない。

5 乙は、業務委託成果物の瑕疵に関する責任の履行に関して保証保険契約等を締結した場合は、その保険契約証券の写し等を甲に提出しなければならない。

第43条（履行遅滞の場合における損害金）

乙の責に帰すべき理由により履行期間内に業務を完了することができない場合において、履行期間経過後相当の期間内に完了する見込みのあるときは、甲は乙から損害金を徴収のうえ履行期間を延長することができる。

2 前項の損害金の額は、業務委託料から出来形部分に相応する業務委託料相当額を控除した額につき、遅滞日数に応じ、年14.6パーセントの割合で計算した額とする。

3 第1項の場合において、甲は、発注者又は他の関係者から損害金を求められたときは、乙に対して前項の損害金のほか、その額を請求できる。

4 甲の責に帰すべき理由により、第37条（前払金）、第38条（部分払）、第39条（完了時の支払）の規定による業務委託料の支払が遅れた場合においては、乙は未受領金額につき、遅延日数に応じ年14.6パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

第44条（甲の解除権1）

甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、何らの通知催告を要することなく本契約を解除することができる。

- 一 実施技術、労務管理（賃金、再受託にかかる業務委託料その他の支払い遅延を含む）、安全衛生管理などが不良なため、甲に対して迷惑を及ぼしたとき又はそのおそれがあるとき。
- 二 差押、仮差押、若しくは仮処分を受け、又は競売の申立若しくは破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始などの申立があったとき、又は清算に入ったとき。
- 三 手形交換所の不渡報告に掲載され、又は取引停止処分があったとき。
- 四 支払いを停止したとき。
- 五 住所変更の届出を怠るなどその責に帰すべき事由により、乙又は乙の代表者の所在が不明になったとき。
- 六 本契約の実施を継続することが困難と認められるとき。
- 七 正当な理由がないのに、業務に着手すべき時期を過ぎても業務に着手しないとき。
- 八 その責に帰すべき理由により履行期間内又は履行期間経過後相当期間内に業務を完了する見込がないと明らかに認められるとき。
- 九 前記各号に掲げる場合のほか、本契約に違反し、その違反により本契約の目的を達することができないと認められるとき。

十 第48条（乙の解除権）第1項の規定によらないで本契約の解除を申し出たとき。

2 甲は、前項の規定により本契約を解除したときは、業務の出来形部分及び部分払の対象となった業務実施用材料の引渡しを受ける。ただし、その出来形部分が設計図書に適合しない場合は、その引渡しを受けないことができる。

3 甲は、前項の引渡しを受けたときは、その引渡しを受けた出来形部分及び業務実施用材料に相応する業務委託料相当額を乙に支払う。

4 前項の場合において、前払金があったときは、その前払金の額（第38（部分払）の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を前項の出来形部分及び業務実施用材料に相応する業務委託料相当額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、乙は、その余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、年14.6パーセントの割合で計算した額の利息を付して甲に返還する。

5 甲は、第1項の規定により本契約を解除した場合において乙に対して、その解除により生じた損害の賠償を求めることができる。この場合における賠償額は、甲乙協議して定める。

第45条（甲の解除権2）

甲は、業務が完了しない間は、前条第1項に規定する場合のほか必要があるときは、本契約を解除することができる。

2 前条第2項から第4項までの規定は、前項の規定により本契約を解除した場合に準用

する。ただし、前条第4項のうち利息に関する部分は準用しない。

3 甲は、第1項の規定により本契約を解除した場合において、これにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償する。この場合における賠償額は、甲乙協議して定める。

第46条（反社会的勢力の排除）

甲は、乙又は再受託者及びその代表者、責任者、実質的に経営権を有する者が次の各号の一に該当する場合、何ら催告せずに、本契約を解除することができる。

- 一 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下、まとめて「反社会的勢力」という）に属すると認められるとき
- 二 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
- 三 反社会的勢力を利用していると認められるとき
- 四 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
- 五 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- 六 自ら又は第三者を利用して、甲又は甲の関係者に対し、詐術、暴力的行為、又は脅迫的言辞を用いたとき

2 乙は、乙又は再受託者が反社会的勢力による不当要求又は業務妨害（以下、「不当介入」という。）を受けた場合には、断固としてこれを拒否し、又は再受託者をして断固としてこれを拒否させるとともに、不当介入があった時点で、速やかに甲にこれを報告し、甲の捜査機関への通報及び発注者への報告に必要な協力を行うものとする。

3 乙が正当な理由なく前項に違反した場合、甲は何ら催告をせずに、本契約を解除することができる。

4 第1項及び第3項により、甲が本契約を解除した場合に、乙に損害が生じて甲は何らこれを賠償ないし補償することを要しない。かかる解除により甲に損害が生じたときは、乙はその損害を賠償するものとし、賠償額は甲乙協議して定める。

5 乙又は再受託者は、反社会的勢力のいずれでもなく、また、反社会的勢力が経営に実質的に関与している法人等ではないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

第47条（乙らの支払い遅延に伴う措置）

乙又は再受託者が賃金、業務委託料その他の支払いを遅延したとき、あるいは、そのおそれがあるときは、甲は、乙に対する業務委託料等の支払を留保することができる。

2 甲は、乙の作業員、再受託者及び取引先などから乙の負担する債務につき甲に支払請求があったときは、第40条（賃金などの立替払）第1項の手続によらずに、乙又は乙の再受託者に代わって、甲が乙に支払うべき業務委託料等の中から当該支払いを行うことができる。この場合、甲の支払いと同時に甲の乙に対する同額の業務委託料等の債務が消滅し、乙は甲に対し異議申立は一切しない。

第48条（乙の解除権）

乙は、次の各号の一に該当する理由があるときは、本契約を解除することができる。

- 一 第25条（履行期間の変更、中止等）の規定により業務内容を変更したため業務委託料が6/10以上減少したとき。
- 二 第41条（乙の中止権）第1項の規定による業務の実施の中止期間が履行期間の1/2（履行期間の1/2が6月を超えるときは6月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部の場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後、履行期間の1/4（履行期間の1/4が3月を超えるときは3月）を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
- 三 甲が本契約に違反し、その違反によって業務を完了することが困難となったとき。
- 四 甲が業務委託料を支払う能力を欠くことが明らかとなったとき。

2 第44条（甲の解除権1）第2項から第4項までの規定は、前項の規定により本契約が解除された場合に準用する。ただし、第44条第4項の規定のうち、利息に関する部分はこれを準用しない。

3 乙は、第1項の規定により、本契約を解除した場合において、これにより損害を受けたときは、その損害の賠償を甲に対して請求することができる。この場合における賠償額は、甲乙協議して定める。

第49条（解除に伴う措置）

本契約を解除したときは、甲乙が協議して、当事者に属する物件について期間を定めてその引取り、後片付けなどの処置を行う。

2 前項の処置が遅れているとき、催告しても正当な理由なくなお行われなときは、相手方は代ってこれを行い、その費用を請求することができる。

第50条（相殺）

甲は、乙に対して立替金等の債権を有する場合は、乙に通知の上、甲の乙に対する業務代支払債務と対当額でこれを相殺する。

ただし、乙が破産、民事再生、会社更生等の手続きの申し立てをした場合、あるいは著しい信用不安を招いたと甲が判断した場合、甲は乙に何ら通知することなく甲の乙に対する債権債務を相殺する。

第51条（情報通信の技術を利用する方法）

約款において書面により行わなければならないこととされている協議、承諾、通知、情報提供、請求、要求及び申出は、建設業法その他の法令に違反していない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

第52条（補則）

本契約及び約款にかかる疑義、並びにこれらに定めのない事項については、必要に応じ
甲乙協議して定める。

第 5 3 条（合意管轄裁判所）

本契約に係る全ての紛争については、被告の本社所在地を管轄する日本国の裁判所を専属
的合意管轄裁判所とする。